

静岡産業大学組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「大学」という。）の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教職員)

第2条 大学に次の教職員を置く。

- (1) 学 長
- (2) 教育職員
- (3) 事務職員

2 前項に定める教職員のほか、副学長、学部長、特別任用教員、非常勤教員、客員教員、技術職員、嘱託及び臨時補助員を置くことができる。

第3条 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学生の教育及び研究の指導にあたる。

2 助手は、教授、准教授、講師及び助教の職務を援け、教育と研究の円滑な遂行をはかる。

第3条の2 学校法人新静岡学園就業規則に従い、大学を本務として勤務する教育職員は、専任教員とする。

2 学校法人新静岡学園就業規則に従い、大学を本務として勤務する特別任用教員は、専任教員に準ずるものとする。

(学 長)

第4条 学長は、校務を司り、所属教職員を統督する。

(副学長)

第4条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて、校務を司る。

(学部長)

第5条 学部長は、学長の方針・指示に従い、学部における校務及び教育研究を司り、教授をもって充てる。

(図書館長・副館長)

第6条 大学に図書館長を置く。また、図書館副館長を置くことができる。それぞれ教授をもって充てる。

2 図書館長は、図書館の管理と運営を統括する。

3 図書館副館長は、図書館長を補佐する。

(学生部長)

第7条 各学部に学生部長を置き、教授をもって充てる。

2 学生部長は、学生の厚生補導・生活指導全般にかかる業務を管理する。

3 学生部長のうち一人を、幹事学生部長とする。

4 幹事学生部長の任期は、1年とする。

(付属機関の長)

第8条 経営学部の付属機関「経営研究所」及び「スポーツ教育研究所」に所長を、「応用心理学研究センター」にセンター長を置き、情報学部の付属機関「O-CHA学研究センター」、「日本語リテラシー研究センター」、「情報デザイン研究センター」、「アジアビジネス研究センター」及び「地域学（しずおか学）研究センター」にセンター長を置き、それぞれ学部長が指名した者をもって充てる。

2 所長及びセンター長は、各付属機関の事業を統括し、付属機関を代表する。

3 付属機関に関して必要な事項は、別に定める。

(学長室)

第9条 大学に学長室を置き、学長補佐及び校務を担当する教職員を配置することができる。

2 学長室は、学長が統括する。

3 学長室に配置する教員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務組織及び職制)

第10条 大学の事務を処理するため、大学事務局を置き、その組織及び職制を以下に定める。大学事務局の事務分掌については、別に定める。

2 大学事務局に学長室、地域連携室、入試広報課、情報システム課及び総合スポーツクラブ運営事務局を置き、藤枝キャンパスに藤枝事務局、磐田キャンパスに磐田事務局を置く。

3 藤枝及び磐田事務局に総務課、学務課、国際課、就職支援課及び図書館課を置く。

4 大学事務局に事務局長、次長及び課長を置き、また、事務局長代理、課長代理及び参与を置くことができる。

5 大学事務局長は、学長の命を受け、事務を統括する。

6 大学事務局長代理は、事務局長の命を受け、事務局長の業務を代行する。

7 大学事務局次長は、事務局長の命を受け、所掌の事務を処理する。

8 大学事務局の課長、課長代理は、それぞれ上長の命を受け、所掌の事務を処理する。

9 大学事務局の参与は、それぞれ上長の命を受け、特命事項を処理する。

(大学協議会)

第11条 大学に大学協議会を置き、構成及びその他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 各学部に教授会を置き、構成その他必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第13条 各学部ごとに次の委員会を置く。

[経営学部]

- (1) 教 務 委 員 会
- (2) カリキュラム委員会
- (3) 教職課程委員会
- (4) 教育実習委員会
- (5) 学 生 委 員 会
- (6) メディア委員会
- (7) 就 職 委 員 会
- (8) 図書館運営委員会
- (9) エクステンション委員会
- (10) 広 報 委 員 会
- (11) 自己点検・評価委員会
- (12) 国際交流委員会
- (13) 防 災 委 員 会
- (14) 経営研究所運営委員会
- (15) スポーツ教育研究所運営委員会
- (16) 応用心理学研究センター運営委員会
- (17) 衛生委員会

[情報学部]

- (1) 教 務 委 員 会
- (2) カリキュラム委員会
- (3) 教職課程委員会
- (4) 教育実習委員会

- (5) 学 生 委 員 会
- (6) メディア委員会
- (7) 就 職 委 員 会
- (8) 図書館運営委員会
- (9) エクステンション委員会
- (10) 広 報 委 員 会
- (11) 自己点検・評価委員会
- (12) 国際交流委員会
- (13) 防 災 委 員 会
- (14) O-CHA学研究センター運営委員会
- (15) 日本語リテラシー研究センター運営委員会
- (16) 情報デザイン研究センター運営委員会
- (17) アジアビジネス研究センター運営委員会
- (18) 地域学（しずおか学）研究センター運営委員会
- (19) 衛生委員会

2 前項に定めるもののほか、全学的な事項に関して審議処理するため、次の委員会を置く。

- (1) 全学入試委員会
- (2) 全学教学委員会
- (3) 全学広報メディア委員会

3 委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(改 正)

第14条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 静岡産業大学の組織図は、別紙のとおりとする。

附 則（平成15年3月19日改正）

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月17日改正）

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 2月23日改正）

この規程の改正は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 3月16日改正）

この規程の改正は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年 3月15日改正）

この規程の改正は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年11月22日改正）

この規程の改正は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月20日改正）

この規程の改正は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年 3月19日改正）

この規程の改正は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 5月27日改正）

この規程の改正は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則（平成21年 9月30日改正）

この規程の改正は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月17日改正）

この規程の改正は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 5月26日改正）

この規程の改正は、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則（平成22年10月29日改正）

この規程の改正は、平成22年10月 1日から適用する。

附 則（平成23年 3月23日改正）

この規程の改正は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月27日改正）

この規程の改正は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第10条（事務及び職制）第2項に規定する「地域連携室」については、平成28年8月1日から、第13条（委員会）第2項については、平成28年10月1日から適用する。